



2023.9.8

大分県大分市議会 井手口良一議員 質疑

福祉的なアプローチによる万引き対策を進めていくためにも、市の商工労働観光部と福祉保健部の連携を求める!!

令和5年第3回定例会（2023年9月8日）

●井手口良一

次に、大規模量販店やコンビニなどの営業活動を圧迫し、全国で大きな社会問題となっている万引き事案について、本市の見解を知りたいと思います。

万引きの被害総額は、全国で四千数百億円にも上るそうです。しかも万引きは、商業者の営業収入を直接圧迫するだけではありません。販売やレジ係として働く従業員の方々への心理的重圧も無視できないものです。万引き対策に疲れ果てて、退職する方も多くおられるそうです。

さらに、各商業施設では、万引きされる商品によって逸失した利益や、万引き防止のための設備投資、警備員の人件費は、当然ながら原価に算入され、結果として売値に上乗せされるわけですから、結局は回り回って、万引きされた商品の代金を我々消費者が支払うこととなります。まさしく社会問題と言えるのではないのでしょうか。

そこで、まず本市における万引き事案の現状について、商工労働担当部局ではどのように認識しているか、お聞かせください。

●商工労働観光部長（三好正昭）

大分県警察本部が公表しております令和4年犯罪統計書によりますと、令和4年1月から12月の大分県内の万引きの被害届出件数、いわゆる万引き認知件数は471件で、そのうち本市は205件となっておりますが、その被害額については非公表とされております。

この万引き認知件数のほかにも、警察に通報されないケースや万引きに気づかないというケースがあることが想定され、実際の万引きの被害の件数はさらに多いものと考えられます。

一方、市内の小売店等に万引きの影響についてお話を伺ったところ、経済的な損害はもとより、警察へ通報した際の事後処理や予防対策の徹底等が大きな負担になっているとの感想をお持ちでした。

こうしたことから、万引きという犯罪行為が及ぼす地域経済活動への影響は少なからずあるものと考えております。

●井手口良一

万引きは、つまり窃盗という刑事犯罪ですから、警察との連携体制が重要になります。

大都市圏、首都圏などを中心に、外国人による組織的な集団万引きが多く発生しており、

爆盗と呼ばれ、社会不安を惹起させています。警察に問い合わせたところ、幸いにも今のところ大分市内で爆盗事案は発生していませんが、一時期しょうけつを極めた自販機荒らしのことを考えますと、今後、大分市でも同様の事案が発生することも覚悟しておく必要があります。

市内の商業者を守る立場にある本市としては、警察と十分な連携体制を確立して、万引き撲滅に向けた支援と市民啓発に当たる必要があります。本市の万引き対策に関する警察との連携体制についての現状と今後の体制づくりについてどのように考えているか、お聞かせください。

●商工労働観光部長（三好正昭）

大分県警察は、警官による小売店等への定期的な巡回をはじめ、各店舗への防犯カメラの設置勧奨など、万引き防止対策を進めていると伺っております。

また、小売店等において万引きによる被害が発生した場合は、被害店舗が警察署へ通報した後、店舗や商店街が設置する防犯カメラの映像が警察に提供されるなど、速やかな犯人逮捕と再発防止に向けた連携、協力の体制が整っているものと考えております。

このような中、本市におきましては、今年度、万引き行為の予防や早期解決にも資する、市内商店街の防犯カメラの設置に係る費用の一部補助を行っているところです。

今後におきましては、万引き行為に係る小売店等の困り事などのヒアリングに努め、必要に応じて警察につなぐなど、万引き予防のための取組を進めてまいりたいと考えております。

●井手口良一

さて、万引きは刑事犯罪と言いましたが、その背景には貧困、この場合は生活福祉、認知症、この場合は高齢者福祉、万引き依存症や精神障害、この場合は障害福祉に関する問題がそれぞれ隠れていることがあります。

万引きそのものは、絶対に許されるものではありませんが、万引き犯が抱えるそれぞれの背景に即した行政からの支援体制もまた、万引き事案を減少させ、撲滅するために必要ではないでしょうか。

そのためには、商業者と本市の福祉部門との情報交換が重要であり、その仲立機関として、商工労働部局の役割に期待するところです。商工労働部局の存念をお聞かせください。

●商工労働観光部長（三好正昭）

万引き行為に至るには、様々な要因が考えられますが、個々の事例の具体的な状況につきましては、警察による事情聴取等で初めて判明するものであると認識しております。

一般的に、万引き行為が発生した場合は、小売店等から直接、警察署に通報が行われるため、これまで商工労働観光部が関わった事例はございませんが、今後、万引き予防について、小売店等へのヒアリングを実施するとともに、相談が寄せられた場合には、内容に応じて、庁内関係部署や警察等の関係機関と情報を共有してまいりたいと考えております。

●井手口良一

今の商工労働観光部長の答弁を、最も関係の深いパートナー部局である福祉保健部においても真摯に受け止め、必要な対応を取っていただきますよう注意喚起を促しておきます。